

香川県産業成長戦略に関する懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本県経済が持続的に発展するための指針である「香川県産業成長戦略」の見直しにあたり意見を求めるため、香川県産業成長戦略に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、知事が委嘱する。

(会長)

第3条 懇談会には会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

(副会長)

第4条 懇談会には副会長を置き、会長が委員のうちから指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、香川県商工労働部産業政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月22日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年5月25日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年5月27日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年6月24日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

香川県産業成長戦略に関する懇談会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	役職名
泉 雅文	香川県商工会議所連合会会長
石原 孝志	日本貿易振興機構香川貿易情報センター所長
柏原 亮	株式会社日本政策投資銀行四国支店長
近藤 清志	公益財団法人かがわ産業支援財団理事長
高田 英樹	日本銀行高松支店長
田中 正夫	香川高等専門学校長
原 真志	香川大学大学院地域マネジメント研究科長
原 伸幸	四国経済産業局長
間島 賢治	一般社団法人香川経済同友会代表幹事
三矢 昌洋	公益社団法人香川県観光協会会長
山本 慶子	吉備国際大学・大学院非常勤講師、元香川短期大学経営情報科教授